

日 時：令和7年7月15日（火）19：30～21：00

場 所：ひだまりの家会議室及び研修室

出席者：委 員：田代一也会長、井之口敏則副会長、鎌田容子委員、北川由起子委員、
駒井芳弘委員、平田善之委員、中村昌司委員、八谷和美委員、
山口敏生委員、富永健二郎委員、
事務局：的場市民部長、上村所長、勝山係長、谷係長、藤原係長、小槻、畑中、横本

栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第3条に基づき、本会議を公開とした。傍聴者数は0名であることを報告。

1. 開会・進行（上村所長）

2. あいさつ（的場市民部長）

3. 自己紹介

議事に入る前に、資料P36の栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条第2項に基づき、10名の委員の出席を以って会議が成立したことを確認する。

栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条の規定に基づき、議長を会長が務める。

4. 案件について

議事進行（田代会長）

田代会長からあいさつ後、案件（1）について議事。

（1）2025（令和7）年度ひだまりの家事業計画について

事務局：審議に入る前に、昨年度及び一昨年度の運営審議会の議事録を拝見した中で、質問に対する誤った回答や丁寧に回答できていない部分がありましたので修正・補足をさせていただきます。2年前の審議会で中村委員から「デイサービスの実績人数が12～13人となっているが、この数字がデイサービスの目標の限界の数字ですか。」と質問がありました。その時に事務局から「ワゴン車が2台あり、1台あたり8人が乗車できるので、2台で最大16人乗車できる。」と回答しておりますが、ひだまりの家の今後のあり方の資料に国・県の隣保館設置要綱、ひだまりの家設置条例・規則を掲載しており、P4～5に隣保館デイサービス実施要綱があり、その第8条に「デイサービスの1

日当たりの利用定員は20名程度とする」とあります。乗車可能であるから16名というわけではなく、20名程度となることに訂正をさせていただきます。

2点目は昨年度の審議会の鎌田委員から相談業務に関して、「部落差別事案にかかる問題はありましたか。」との質問があり、事務局は、「差別事案は、人権擁護課で取り扱っており、ひだまりの家は、啓発への取組や各課と連携をとっています。」と回答しておりました。さらに「十里地域で差別事象が発生したときは、人権擁護課が対応するのであって、ひだまりの家は対応しないのですか。」との質問があり、「ひだまりの家は、差別事案の窓口となっているので、相談を取り次いで見聞きした内容を人権擁護課に伝えております。」と回答しております。隣保館は、部落差別をなくしていく拠点となっていることから、十里地域の方が部落差別に会い、窓口に来られた場合は、その方に寄り添って共に対応することになります。「相談を取り次ぐ」ことは、ひだまりの家の認識誤りでありますので、訂正をいたします。また、人権擁護課は、部落差別をはじめとしたさまざまな差別の聞き取りを通して市全体の考え方の取りまとめを行っております。

3点目は、補足になります。昨年度の審議会で、鎌田委員から「令和6年度資料の中で、同和問題をはじめとした人権課題云々とあるが、令和7年度事業計画では、同和問題の言葉がなくなり、あらゆる人権課題となっているのはなぜですか。」と質問がありました。ひだまりの家は「市の方針が変わったのでご理解をお願いします。」と回答しております。「同和」という言葉は、昭和50年代、「部落差別は、国民的課題であり、なくしていかなければならない。」と国の同和对策審議会答申が出ており、地域改善対策法や地対財特法に基づく地区指定をして、部落差別をなくしていく取組やハード面では、地域安全対策として道路拡張や老朽化住宅の建て替え等の施策の実施にあたり、法的な根拠があるため、行政用語として「同和」という言葉が出ております。しかし、これらの法律が十数年前に失効しており、「同和」という言葉を使用する根拠がなくなりましたが、「同和問題」という言葉は、社会通念上「部落差別をなくす言葉」として、一定程度定着しており、一部市町では使用しなくなりましたが、他の市町や栗東も「同和」という言葉を使用しています。行政の啓発や教育委員会で使用されているパンフレットでも違和感があり、「同和地区」や「同和教育」の言葉に※として欄外に「旧地対財特法に基づく指定された地域を指す」と記載しています。「部落差別」という言葉に変えていく「あらゆる人権問題」の言葉の中には、「部落差別」が含まれるので、部落差別がある限り取り組んでいくということです。

事務局：資料に基づき説明。

資料の構成について、2024（令和6）年度の事業報告について、第2回運営審議会で令和6年12月末現在での実績報告をしており、今回は、令和7年3月末現在の資料となっています。

質疑応答は、下記のとおり。

委員：令和6年度の事業実績と経過の中で、老人福祉センター機能について、コロナ禍前に

は

及ばないが、利用者が増加しているとの成果があり、利用者のニーズを聞き取り今後の事業のつなげていくとありますが、令和7年度の取組を見ていると昨年度と同じに見受けられるが、利用者から聞き取ったことをどのように反映しているのかをお聞きしたいです。

資料の中には、就学前教育の年間計画が記載されており、事業の目的やどのような働きかけを行っているかがよくわかりますが、利用者増に向けた目標、今年度このような目標をもってこのような働きかけをする、年間8回予定している活動が具体的にどのように行われるのか見えるようにしていただくと昨年の資料と比較してわかりやすいと思いました。また、昨年度は、にこにこくらぶの中で、保護者や子どもたちが主体的に活動できるよう工夫したとありますが、保護者と企画運営した活動がどこにあるのかこの資料では見えてこないの、それを記載すると計画がより理解できると思います。

事務局：利用者の聞き取りやアンケートをもとに内部で検討し、各種講座は、予算等を勘案しつつ実施し、施設利用については、利用者が利用しやすい配置する等快適な利用に資するよう努めております。

しかし、時代の変化とともに高齢者のニーズが変化している中で、新たな魅力を見つけるために試行錯誤している状況です。そのため、新たな試みができておりません。就学前の保護者が主体的に活動を展開できるようにという部分ですが、解放文化祭に向けての啓発展示作成において保護者が主体的に取り組めるよう工夫しており、参加者一人ひとりが、差別をなくしていくことに気づく内容にしたいと思っています。どのような啓発をすればよいかという点に難しさがあるので、「自分にとっての人権とは何ですか。」「どのようなところが差別だと思いますか。」「差別をなくすために身近なところでできることは何ですか。」を事前に保護者に考えていただき、その意見を持ち寄り、やり取りをしていきたいと思っています。活動内容については、保護者が職場で作られたお菓子のレシピを皆に知らせて一緒に作ったり、家の中でクリスマスに向けて作ったりする飾りを一緒につくる等保護者主体で活動しています。

小学生の事業の年8回は、「こころのたいけんくらぶ」で、さまざまな体験活動を取り入れています。小学1～6年生の、異年齢の子どもが接する中で、教え合う場面を意図的に作り、協力しないと達成できないことを取り入れることで、子どもたちに人との付き合い方や仲間を大事にする気持ち、相手を思いやる気持ちを体験活動の中で取り入れようと取り組んでいます。残り5回については、地域内、周辺地域の交流（美里地域ウォークラリー、ふれあい解放文化祭の取組、地域の方に来ていただいて一緒に活動すること）を取り入れようと考えています。

委員：これは年間計画として立てていないのですか。その都度計画をしているのですか。

事務局：年間計画として立てていますが、この資料には載っていません。

委員：年間計画があるなら、ここはこういう目的で年8回活動していると提示していただければわかりやすいと思います。

事務局：R8年度に向けて検討していきます。

委員：先ほどの質問で、補足として3点質問したいと思います。

1点目は、P17の「にこにこくらぶ」で、2項目に自己実現力を身に付けるということで～教育実態調査を踏まえて～とありますが、その教育実態調査について質問したいと思います。2点目は、P20の十里地域部落差別解消教育担当者会議とあり、会議の構成に各園・教育機関（人権擁護課、学校教育課）の中で、商工観光労政課を加えている意味と企業・就職関係で、企業の担当者を加えているのかどうかを教えてください。

3点目は、P26で就学前と小学校は学級名がありますが、中学生自主活動学級事業の計画で、学級名がない理由を教えてください。

事務局：教育実態調査については、5年に一度教育分野の子どもや保護者、地域の方の課題を把握するために取り組んでいます。また、関係機関と一緒に調査を踏まえて差別に起因する課題を解決して差別をなくすつながりや子どもの育ちを支えています。令和6年度に教育実態調査が行われ、子どもたちの育ちや解放に向けて差別をなくしていくという地域のつながりを強化していくために実施しました。

補足として、教育実態調査は、人権擁護課（以前は人権教育課）で実施しております。平成13・14年ごろに行政として部落差別をなくしていくために、保護者や子どもの生活習慣等地域の実態を掴む必要があるため、地域の方に直接お伺いをして質問を行っています。教育は人権擁護課、福祉は社会福祉課、就労は商工観光労政課で実態調査を行っています。

十里地域部落差別解消教育担当者会議の商工観光労政課は、教育から就労まで一連の流れですので、話の中心が小・中・高校生までですが、18歳時点で就労する方や専門学校に行く子どももいますので、その先を見据えた就労支援の観点で加えています。この会議に企業の方はおりませんが、研修会や会議に参加されております。

中学生自主活動学級事業では、以前からこの名で呼んでおり、就学前や小学校自主活動学級のように学級名はありません。

また、商工観光労政課で作成している就労支援計画で、就職困難者があり、その中には被差別部落もしくは同和地区住民の区分があることで加わっています。

委員：P12の老人福祉計画の3番目、5月末までの取組で、「来館者の快適な施設利用を促進する」とありますが、施設利用を促進するためにどのようなことに取り組んでいるかを教えてください。

事務局：施設設備の修繕による快適な利用だけでなく来館者が気持ちよく利用していただけるような人的配慮も含め、取り組んでいます。

委員：P32の各種講座ですが、地域住民のニーズに基づいて実施していると考えており、就労に直接結びつくパソコン教室や地域の実情に照らした各種講座が行われていたと考えており、最近では、スマホの使用方法などが考えられますが、そのようなニーズはないのですか。

事務局：パソコン教室は、地域のニーズがあり、5年前から実施しましたが、民間のパソコン教室が増加したこと、当初は多くの高齢者がパソコン教室に通われていたがコロナ禍の影響により外出がなくなったことで、ニーズが減少したと考えています。
また、高齢者のニーズも年々変化しており、そのニーズを掴み切れていないのが現状です。

委員：コロナ禍で、多数の方が受講できなかった状況があり、地域内の方の思いや今の状況を打開するような目的を持った取組を内部で検討して取り組んでいただきたいと思います。

事務局：今後、地域の方の意見を集約して反映し、各種講座に生かしていきたいと思います。

(意見なし)

委員：(2) 2025(令和7)年度 栗東市立ひだまりの家運営方針及び事業計画について審議が終了しました。意見がないため、(2) その他に移りたいと思います。

案件(2) その他について

事務局：大宝西ふれあい解放文化祭のお知らせをしたいと思います。本年度は、第30回で節目の年となり10月18日(土)・19日(日)の2日にわたって、ひだまりの家とその周辺で開催を予定しています。当日は模擬店、展示・発表による人権啓発等を行い、広報等により各施設に周知する予定をしておりますので、各委員においても声掛けをいただくとともに参加をお願いいたします。

閉会(副会長 あいさつ)